

日本薬局学会 研究企画・学術委員会会細則

第1条（目的）

研究企画・学術委員会（以下「本委員会」）は、日本薬局学会の目的に沿い、以下の事項を実施することを目的とする。

1. 薬局における学術研究のあり方
2. 会員の学術活動の支援
3. 薬局薬剤業務改善に資するエビデンスの構築に関する研究の推進
4. 医療・介護に貢献する優れた薬剤師を養成するための方策

第2条（活動内容）

本委員会は、以下の活動を行う。

1. 研究発表の支援活動
2. 学術大会の支援
3. 学術研修会の企画
4. 適切な課題の臨床研究によるエビデンスの創設

附則

1. 本細則は日本薬局学会理事会の承認を得た後、施行する。
2. 細則の改廃は、委員会提案を基に理事会の承認を得ることで行う。